

A 語句の意味と読み

- (1) 家にある限りの物・ありったけの家財 / 「ほど」は程度・範囲。「家にある分だけ全部」の意
- (2) 現代語の「主人・あるじ」(仕える人がいる立場の人)ではなく、「その品の持ち主・所有者」の意。 / 読みは「ぬし」。ここは「その小袖の持ち主」を指す
- (3) 心ゆく＝満足する・納得する / 心ゆかぬ＝満足していない・納得していない / 打消の助動詞「ず」の連体形「ぬ」がついた形
- (4) あれこれ考える・思案する / ×「心配する」だけではない。ここは「どうしたものかと考えこむ」
- (5) (顔や態度に表れた) ようす・そぶり。現代語の「景色(風景)」ではなく、人のようすを表す語。 / 読みは「けしき」。「案じたる気色」で「考えこんでいるようす」
- (6) そっくりそのまま全部・残らず / ★現代語の「さながら(まるで～のようだ)」ではない

B 文法

- (7) 完了の助動詞「ぬ」の連用形 / 連用形「出で」に付き、下は過去の「けり」。断定「なり」の連用形「に」ではない
- (8) 尊敬の助動詞「らる」の連用形 / 尊敬(～ていらっしゃる) / 主語は尼上。受身・可能・自発ではない。「居(ゐ)る」は「座っている」の意
- (9) 尊敬の助動詞「る」の連用形 / 尊敬(おっしゃる) / 「言ふ」の主語は尼上。作者から尼上への敬意
- (10) 現在推量の助動詞「らむ」の已然形 / 「つ」は完了(強意)の助動詞「つ」の終止形。「らむ」は終止形接続で、「つらむ」で「きっと～ているだろう」
- (11) 直前に係助詞「こそ」があり、係り結びの法則によって結びが已然形になるから。 / こそ→已然形、ぞ・なむ・や・か→連体形

(12) 「いかが」に係助詞「か」が含まれており、その結びとして連体形になるから。 / 「いかが」＝「いか」＋係助詞「か」

C 敬意の方向・指す内容

- (13) 丁寧語 / 小尼公から、聞き手である尼上への敬意 / 「侍り」は「あり・をり」の丁寧語。ここは「～ております」と添える補助動詞
- (14) 「着る」の尊敬語(「奉る」は「着る・食ふ・飲む・乗る」の尊敬用法をもつ)の命令形で、「お召しください」の意。小尼公から尼上への敬意。 / 小尼公が尼上に向けて言った命令形。尼上が⑨「いかが着るべき」と「着る」で受けているのが決め手。「差し上げよ」(「与ふ」の謙譲)では受け答えが噛み合わない
- (15) 小袖を盗んで持ち去った盗人(たち) / 尼上は「いったん盗まれた以上、今の持ち主は盗人だ」と考えている
- (16) 尼上(話し手)から、小尼公への敬意 / 会話文の中の尊敬語なので、敬意の主は話し手である尼上
- (17) 謙譲語(「与ふ」の謙譲で「差し上げる」) / 動作の受け手である盗人に対する敬意 / 直前の「これを落とし給ひぬ」も盗人への尊敬語。盗人にまで敬語を使っている

D 口語訳

- (18) 家にある限りの物を、すべて取って出て行ってしまったので。 / 「に」(完了)＋「けれ」(過去)で「～てしまった」
- (19) (盗人は)自分の物だときっと思っているだろう。 / 「つらむ」＝きっと～ているだろう
- (20) 持ち主が納得していない物を、どうして着ることができようか、いや、着られはしない。 / 反語なので「いや、～ない」まで書く
- (21) (われわれは)悪い所へ参上してしまったなあ。 / 具合の悪い所へ参上してしまったものだなあ。(「まずい所へ来てしまった」の意) / 「悪しく」は「参り」にかかる連用修飾。「参る」は盗人が自分の行為をへりくだって言う謙譲語で、尼上への敬意。「けり」は詠嘆

E 内容・記述

(22) 小尼公は落とし物を尼上の物として届けたが、尼上は盗んだ盗人こそが持ち主だとして盗人に返せと命じた。(四十九字)
／小尼公は「尼上の物」、尼上は「盗人の物」と見ている

(23) 小尼公が門の方まで走り出て呼び返し、「たしかにお返し申し上げよう」と、盗人にまで敬語を使って小袖を返そうとしたから。(五十八字) ⑫「奉らん」は盗人への謙譲語。盗まれた側が盗人を敬っている異様さが手がかかり

(24) 盗人にまで小袖を返そうとする尼上の無欲で潔白な心に打たれ、自分たちの行いを恥じて反省したから。(四十七字) 〃
「案じたる気色」→「悪しく参りにけり」→「さながら返し置きて」という流れで書く

(25) 欲を離れ、盗人さえも「持ち主」として敬い思いやる清らかな心は、悪人の心さえ改めさせる力を持つ、という教え。(五十三字) 〃『十訓抄』は年少者への教訓を集めた説話集であることを思い出す

F 文学史

(26) 鎌倉時代(建長四年〈一二五二年〉成立)／説話集(年少者への教訓を集めた教訓説話集) 〃編者は未詳。「十訓」=十か条の教え

(27) 源信／『往生要集』 〃平安時代中期の天台宗の僧。比叡山の横川に住んだ

(28) 『古今著聞集』(橘成季編。巻第十二「偷盗」に類話がある) 〃『十訓抄』の二年後、建長六年の成立

【現代語訳(全文)】

横川の恵心僧都の妹である安養の尼のところに強盗が入って、家にある限りの物をすべて奪って出て行ってしまったので、尼上は紙衾というものを引きかぶって座っていらっしゃったところ、(安養の尼の) 姉である尼のもとに、小尼公といった者がいたが、(その小尼公が) 走って参上して見たところ、(盗人が) 小袖を一つ落としていたのを拾って、「これを落としてございます。お召してください」と言って、持って来たので、尼上がおっしゃったことには、

「これを取ってしまった後は、(盗人は) 自分の物だときっと思っているだろう。持ち主が納得していない物を、どうして着ることができようか、いや、着られはしない。やはり持っていらっしゃって、(盗人に) お与えなさい」

とおっしゃったので、(小尼公は) 門の方へ走り出て、「もしもし」と呼び返して、「これをお落としになりました。確にお返し申し上げます」と言ったところ、盗人たちは立ち止まって、しばらく考えこんでいるようすで、「(われわれは) 悪い所へ参上してしまったなあ」と言って、盗み取っていた物をみな、そっくりそのまま返し置いて帰ってしまった。